

◎障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針の一部を変更する件

新旧対照条文

○障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値を設定し、計画的な整備を行う。</p> <p>1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障 立ち後れている精神障害者等に対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>第二 (略)</p> <p>別表第一・別表第二 (略)</p> <p>別表第三</p>	<p>第一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方 障害福祉サービスの提供体制の確保に当たっては、一の障害福祉計画の基本的理念を踏まえ、次に掲げる点に配慮して、数値を設定し、計画的な整備を行う。</p> <p>1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障 立ち後れている精神障害者等に対する訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。以下同じ。）の充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>三 (略)</p> <p>第二 (略)</p> <p>別表第一・別表第二 (略)</p> <p>別表第三</p>

別表第四 (略)	二〇四 (略) 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包 括支援	一 居宅等包括支援、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。
別表第四 (略)	二〇四 (略) 居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包 括支援	一 居宅介護、重度訪問介護、行動援護及び重度障害者等包括支援 現に利用している者の数、障害者等のニーズ、退院可能精神障害者のうち居宅介護等の利用が見込まれる者の数、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用者数及び量の見込みを定める。